

よくある問合せ

Q 非認証店も協力金を受け取ることはできるのか

A 協力金の対象となります。ただし、従前 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業を行っていた店舗が、10 月 1 日から 10 月 24 日までの全ての期間において、5 時から 20 時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供及び持込を自粛していただくことが必要です。

Q 要請期間の途中で「感染防止徹底点検済証」(以下「点検済証」という)を取得した場合、協力金の対象となるか

A 10 月 1 日から点検済証を取得するまでは、非認証店として要請にご協力いただき、取得後は、認証済店として要請にご協力いただければ協力金の対象となります。

(例) 10 月 10 日に点検済証が発行され、翌日に店頭に掲示した場合
10 月 1 日から 10 月 10 日まで、非認証店として 20 時までに営業時間を短縮し、酒類の提供及び持込を自粛、かつ、10 月 11 日から 10 月 24 日まで、認証済店として 21 時までに営業時間を短縮し、酒類の提供及び持込は 11 時から 20 時までの間とするほか、1 グループ・1 テーブル 4 人以内とすること

Q カラオケ設備を提供する店舗も協力金を受け取ることはできるのか

A 飲食を主として業とする店舗と、飲食を主として業とする店舗以外で要請内容が異なります。

飲食を主として営業している店舗には、カラオケ設備の利用自粛をお願いしています。飲食を主として営業しない店舗では、カラオケ設備の提供は可能ですが、その場合は、利用者の密を避け、換気を確保するなど、感染対策の徹底を要請しております。

こうした要請にご協力いただいた店舗に、協力金を支給いたします。

Q 早期支給は実施しないのか

A 今回の協力金においては、早期支給を実施いたしません。要請期間終了後、速やかに申請受付を開始する予定です。